

船舶事故調査報告書

令和6年10月2日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年4月21日 08時55分ごろ
発生場所	広島県呉市天応塩谷町の棧橋付近 屋形石灯標から真方位114° 2.1海里付近 (概位 北緯34° 16.9' 東経132° 31.1')
事故の概要	旅客船兼自動車渡船第六マイル丸は、着棧作業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和5年12月22日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船兼自動車渡船 第六マイル丸、189トン
船舶番号、船舶所有者等	141574、中国化薬株式会社（A社）
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）（履歴限定） 甲板員、四級（航海）
負傷者	軽傷 1人（甲板員）
損傷	なし
気象・海象	気象：曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員ほか1人が乗り組み、天応塩谷町所在のA社天応集荷所専用棧橋（以下「本件棧橋」という。）に船首を西方へ向けて船首着けする目的で、本件棧橋にゆっくり接近した。</p> <p>本船は、A社の社員及び車両を本件棧橋と江田島市江田島のA社工場の間で運送する目的でA社が運航しており、船首部にランプゲート（以下「本件ランプ」という。）が設備され、本件ランプの両舷側には転落防止用の手すり取り付けられていた。</p> <p>船長は、操舵室で操船を行い、甲板員は、係船作業を行う目的で本件ランプ付近に待機していた。</p> <p>甲板員は、本件ランプが下がる速度がふだんより遅いと感じ、故障して危険だと思い、本件ランプが本件棧橋まで下がる前に本件棧橋に飛び降りた。甲板員は、本件棧橋に降りた後、左手で本件ランプの左舷側手すりを持って、右手で係船索を取ろうとした。</p> <p>船長は、甲板員が本件棧橋に降りたのを見て、本件ランプが本件棧橋まで下がったと思い、本件ランプの作動動力の電源を切ったところ、本件ランプが一気に下がり本件棧橋に当たり、その衝撃が甲板員の左腕に伝わり負傷した。</p> <p>甲板員は、本船の着棧後に医療機関で受診し、左腕肉離れと診断された。</p>

	<p>甲板員は、ふだん本件ランプが棧橋まで下がった後に棧橋に降りていた。</p>
分析	<p>本船は、着棧作業中、船長が、甲板員が本件棧橋に降りたのを見て本件ランプが本件棧橋まで下がったと思い、本件ランプの作動動力の電源を切ったことから、本件ランプが一気に下がり本件棧橋に当たり、その衝撃が本件ランプの手すりを持っていた甲板員の左腕に伝わり負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員は、本件ランプが下がる速度がふだんより遅いと感じ、故障していて危険だと思ったことから、本件ランプが本件棧橋まで下がる前に本件棧橋に飛び降りた。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、着棧作業中、船長が、甲板員が本件棧橋に降りたのを見て本件ランプが本件棧橋まで下がったと思い、本件ランプの作動動力の電源を切ったため、本件ランプが一気に下がり本件棧橋に当たり、その衝撃が本件ランプの手すりを持っていた甲板員の左腕に伝わったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>A社は、本事故を踏まえ、次の再発防止策を検討し、乗組員に周知し、その実施を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗組員は、無線機で常に連絡を取り合いながら着棧作業を行うこと。</li> <li>・乗組員は、手順書に従い着棧前に棧橋に降りることのないよう基本操作を遵守すること。</li> </ul> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・着棧作業を行う者は、着棧作業前に、作業手順の確認、情報の共有等を行うとともに、着棧作業中も、関係者間で意思疎通、情報の共有等を行うこと。</li> <li>・乗組員は、ランプゲートが棧橋まで下がった後、棧橋に降りて係船作業等を行うこと。</li> <li>・ランプゲートを操作する乗組員は、ランプゲートが棧橋まで下がったことを確認した後に作動動力を切ること。</li> </ul>